

別府市告示第513号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、令和8年1月10日から、下記のとおり、本市の区域のうち次の表の左欄に掲げる字の区域及びその名称を、同表の右欄に掲げる町の区域及びその名称に変更するので告示する。

令和6年12月17日

別府市長 長野 恭紘



記

字の区域及びその名称	町の区域及びその名称
大字南石垣字鶴見原の一部、大字別府字野口原の一部	上野口町
大字別府字前原の一部、字一ノ出の一部、 字雲泉寺の一部	上原町
大字別府字前原の一部、字丸尾の一部	山の手町
大字別府字野口原の一部	山の手新町
大字南立石字中津留の一部	
大字鶴見字荒巻の一部、字瓦屋敷の一部、字原中の一部、 字尾ノ根の一部、字木ノ原の一部、字大畑の一部、 字古賀口の一部、字上ノ原の一部、字蓮台寺の一部、 字中原	大畑町
大字鶴見字竹ノ内、字今井の一部、字堤尻、 字荒巻の一部、字蓮台寺の一部、字上ノ原の一部、 字多中原の一部、字原口、字ニッ藪の一部、 字大石原の一部、字ツツラ、字ヒゲ石、 字尖石の一部、字タタラ	竹の内町
大字鶴見字下原の一部、字五反の一部、字前畑、 字宮添の一部、字犬馬場の一部	鶴見一丁目
大字鶴見字五反の一部、字古屋敷の一部、 字横土井の一部、字木ノ原の一部、	鶴見二丁目
大字鶴見字古屋敷の一部、字岩国の一部、原の一部、 字横土井の一部、字木ノ原の一部、字請取場の一部、 字大畑の一部	鶴見三丁目
大字鶴見字犬馬場の一部、字宮添の一部、字角山、 字尾ノ根の一部、字木ノ原の一部	鶴見四丁目
大字南石垣字鶴見原、大字鶴見字鶴見原の一部、 字下原の一部、字古屋敷の一部、字五反の一部、 字岩国の一部、字岡松の一部、字館石の一部	莊園町

大字鶴見字館石の一部、字鶴見原の一部	扇山一丁目
大字鶴見字鶴見原の一部	扇山二丁目
大字鶴見字鶴見原の一部、字二ツ藪の一部	扇山三丁目
大字鶴見字鶴見原の一部、字夫婦石の一部、 字請取場の一部	扇山四丁目
大字鶴見字岡松の一部、字岩国の一部、 字請取場の一部、字原の一部	扇山五丁目
大字鶴見字鶴見原の一部、字古賀口の一部、 字御茶屋場の一部、字二ツ藪の一部、字多中原の一部	扇山六丁目
大字鶴見字御茶屋場の一部、字二ツ藪の一部、 字多中原の一部	扇山七丁目
大字南立石字川原端、字中津留道北の一部、 字下板地の一部、字中津留の一部、字丸尾の一部	南立石中津留町
大字別府字丸尾の一部、字野口原の一部	
大字南立石字上向原の一部、字野原の一部、 字向原の一部、字馬場の一部、字板地の一部	南立石公園町
大字南立石字下コガの一部、字上向原の一部、 字尾曲の一部、字地蔵ノ下の一部、字馬場の一部、 字尾ノ上の一部、字鳥ノ湯の一部	南立石生目町
大字南立石字仏ノ本、字堀田、字ソコバタ、字御堂原 字温川、字田屋、字平畑の一部、字下コガの一部、 字上向原の一部、字引野の一部、字板ヶ平の一部	堀田町
字台の一部、字蔵人の一部、字尾曲の一部 字地蔵ノ下の一部、字木村の一部	
大字南立石字板地の一部、字鳥ノ湯の一部、 字板地中須賀の一部、字下板地の一部、 字北田位の一部	南立石八幡町

町の区域及びその名称	(ふりがな)
上野口町	(かみのぐちちょう)
上原町	(かみはるちょう)
山の手町	(やまのてちょう)
山の手新町	(やまのてしんまち)
大畑町	(おぼたけちょう)
竹の内町	(たけのうちちょう)
鶴見一丁目～鶴見四丁目	(つるみ〇ちょうめ)
荘園町	(そうえんちょう)
扇山一丁目～扇山七丁目	(おうぎやま〇ちょうめ)
南立石中津留町	(みなみたていしなかつるちょう)
南立石公園町	(みなみたていしこうえんちょう)
南立石生目町	(みなみたていしいきめちょう)
堀田町	(ほりたちょう)
南立石八幡町	(みなみたていしはちまんちょう)